相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡みなべ町堺六〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前山千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月五日

和歌山県日高郡みなべ町芝三七七番地一五　相続財産管理人　司法書士　井口　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市上小鯖一六一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　矢野　史郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月五日

山口県山口市後河原二五番地　相続財産管理人　司法書士法人やまぐち中央事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市横内一五一番地、最後の住所高知市東秦泉寺二一一番地山本アパート　被相続人　亡　森岡　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月五日

事務所高知市塩田町一四番三三号　相続財産管理人　司法書士　泉　慎太郎

無縁墳墓等改葬公告

この度墓地に安置されている保管遺骨に関して、千葉県佐倉市飯田一七四六番地「慈眼寺」に移動し、当該墓地にて供養納骨するため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年七月五日

一　墳墓等所在地　千葉県佐倉市飯田一六一八番地

一　墳墓等の名称　座久免（座主面）共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不明

一　改葬を行おうとする者　京都市東山区塩小路通大和大路東入東瓦町九六四番地総本山智積院内　宗教法人真言宗智山派　代表役員　芙蓉良英

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十八年七月五日

左記代理人　一般社団法人日本家畜商協会　代表理事　江藤　拓

一、住所、氏名　宮城県大崎市岩出山字通丁一六三、佐々木一寿

一、住所、氏名　宮城県登米市南方町中須崎一三、松浦　正衛

一、住所、氏名　宮城県登米市迫町佐沼字北散田一八、後藤　正一

一、住所、氏名　秋田県大仙市横堀字熊本五四、佐藤　憲

一、住所、氏名　茨城県新治郡八郷町太田四二〇、高野　勝雄

一、住所、氏名　群馬県邑楽郡千代田町赤岩一〇四五の二、有賀　昇

一、住所、氏名　群馬県邑楽郡邑楽町石打九三三、新島　正彦

一、住所、氏名　群馬県佐波郡玉村町箱石三二六、木暮　美夫

一、住所、氏名　群馬県伊勢崎市戸谷塚町四三、福田　千秋

一、住所、氏名　埼玉県深谷市上野台四九の四、飯島　義次

一、住所、氏名　埼玉県東松山市上野本二二三六のイ、岡安　鍋吉

一、住所、氏名　新潟県柏崎市剣野町一五の六〇、戸澤精一郎

一、住所、氏名　新潟県北魚沼郡堀之内町堀之内七三六の三、大渕　定吉

一、住所、氏名　新潟県北魚沼郡堀之内町堀之内七三六の三、大渕　ヨシ

一、住所、氏名　新潟県南魚沼郡六日町津久野下新田三二九、内藤　猛

一、住所、氏名　新潟県南魚沼郡大和町芋赤六二四、小澤虎之助

一、住所、氏名　石川県珠洲市三崎町杉山一二部六〇の二、坂下　嘉規

一、住所、氏名　岐阜県多治見市姫一の五六、宮島　哲郎

一、住所、氏名　徳島県阿波市吉野町五条一一二二、関口　光輿

一、住所、氏名　徳島県阿波市阿波町桜ノ岡三四二、酒巻　茂男

一、住所、氏名　宮崎県東諸県郡国富町八代南俣一六一八、上山　昇

一、住所、氏名　宮崎県東諸県郡国富町須志田二七四七、木下　二一

一、住所、氏名　宮崎県都城市上水流町一一〇五の一、倉盛　忍

一、住所、氏名　宮崎県えびの市西郷七〇八、時吉　慶次

一、住所、氏名　宮崎県都城市祝吉町五六八〇、本田　典夫

一、住所、氏名　宮崎県北諸県郡三股町長田二五九七、本村　武雄

一、住所、氏名　宮崎県都城市山田町中霧島一八六二、今満　幸男

一、住所、氏名　宮崎県都城市山田町中霧島一八六二、今満　孝

一、住所、氏名　宮崎県北諸県郡三股町樺山七八四、上石　治行

一、住所、氏名　鹿児島県指宿市西方四〇四五、有村　幸一

一、住所、氏名　鹿児島県南九州市知覧町郡五二〇八、**鮫**島　正弘

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町有里三八六〇、有島　**絢**

一、住所、氏名　鹿児島県曽於市大隅町荒谷八一三、東　彰

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市名貫町四〇七四、前村　忍

一、住所、氏名　鹿児島県曽於市大隅町中之内七二〇四、松下　美規夫

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町細山田五六〇八、松山　正文

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町有里二二八七、**吉**留　寅吉

一、住所、氏名　鹿児島県曽於市財部町南俣一七〇三、中川　正春

一、住所、氏名　鹿児島県志布志市志布志町帖一二〇九四の一、田中　辰輝

一、住所、氏名　千葉県市原市岩二一三、飯塚　幸男

右記の者取戻し保証金の額　三万円也

一、住所、氏名　宮城県登米市石越町北郷字芦倉一三四の二、及川　健一

右記の者取戻し保証金の額　四万円也

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年六月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月五日

大阪府大阪市中央区備後町二丁目四番九号　東邦金属株式会社　規約型確定給付企業年金清算人　濵　有美

債権申出の公告（第三回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十八年四月一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月五日

東京都港区海岸一丁目四番二二号　シナネンホールディングス株式会社企業年金制度　清算人　大堀　淳一